

# 阿見町ペット霊園の設置の許可等に関する条例の概要(平成 25 年 1 月 1 日施行)

## 目的 (第 1 条)

この条例は、ペット霊園の設置及び管理の適正化に関し、事前協議の手続きや地元説明会その他必要な事項を定めることにより、町民の良好な生活環境を確保することを目的として定めるものです。

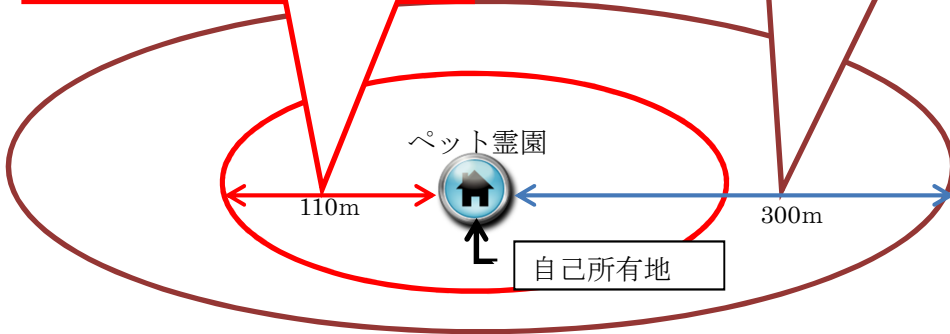
## 設置者等の責務 (第 3 条)

ペット霊園を設置しようとする人は、周辺住民の生活環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、良好な近隣関係を損なわないよう努めなければならない。

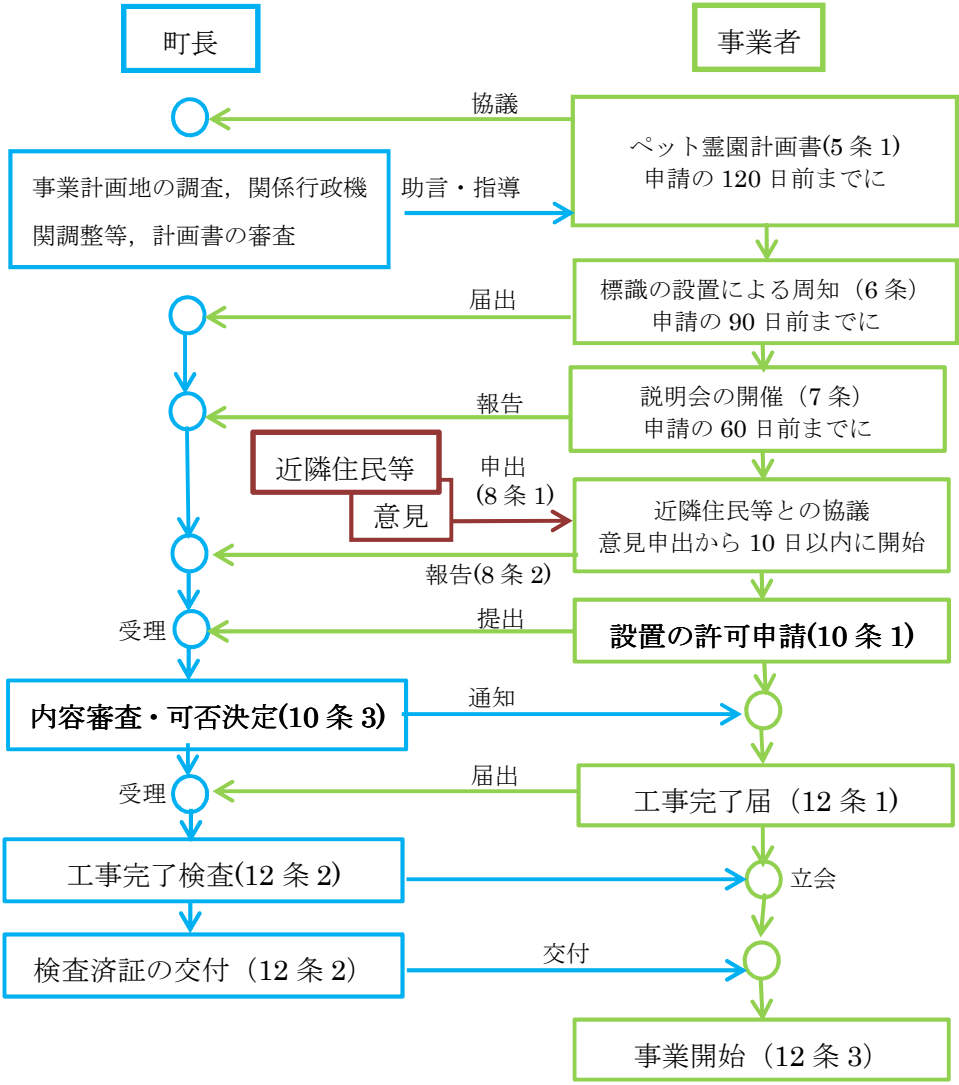
## 説明会・申請書及び許可基準 (第 7 条～第 11 条)

(規制区域)  
公共施設や人家がある場合は、  
ペット霊園を設置することができない区域 (第 11 条)

(説明会を開催する範囲)  
近隣住民 (土地、建物の所有者、  
管理者等) 及び関係地域の代表者。(第 7 条)



## 事前協議から許可までの手続きフロー図 (第 4 条～第 12 条)



※ 第 10 条による申請は、施設の設置に必要な許認可 (農地法・建築基準法・都市計画法等) を取得した後に行う。